

# 令和5年第1回三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

### 付託議案審査

- 議案第4号「令和5年度三重県一般会計予算」  
..... 1頁
- 議案第51号「令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）」  
..... 9頁
- 議案第29号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」  
..... 11頁

令和5年3月8日

警察本部

# 警察本部

## 令和5年度当初予算のポイント・主要事業

### 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

令和5年中の県警察の運営重点は

- ① 子供・女性等を守る取組と犯罪対策の推進
- ② 犯罪の早期検挙に向けた的確な犯罪捜査の推進
- ③ 総合的な交通事故抑止対策の推進
- ④ テロの未然防止と大規模災害等緊急事態対策の推進
- ⑤ サイバー空間の脅威に対処するための取組の推進
- ⑥ 犯罪被害者等支援の推進

とし、これらに必要な予算を編成しました。

### 2 主な重点項目

【警察本部 222-0110】

#### (1) (一部新) 捜査支援システム整備事業

予算額 158,223千円 [捜査支援分析課]

デジタル技術を活用した高度AI画像分析機器を新たに導入するなど、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

#### (2) (一部新) 特殊詐欺被害防止対策事業

予算額 8,921千円 [生活安全企画課]

特殊詐欺被害防止イベント等による県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導、広報啓発を推進するとともに、自動通話録音警告機の有効性を周知し、被害防止に有効な機器の設置促進を図ります。

#### (3) 交通安全施設整備事業

予算額 1,773,892千円 [交通規制課]

(1,827,062千円 ※R4年度1月補正予算含みベース)

摩耗した横断歩道、老朽化した信号制御機、その他の交通安全施設等の更新・整備を行います。また、子どもが安全に通学できるよう、通学路等に歩行者用信号灯器を増灯します。

#### (4) 速度違反自動取締装置維持管理事業(子どもを守る緊急通学路対策事業)

予算額 36,300千円 [交通指導課]

子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、移動オービスによる交通指導取締りを強化します。

(5) (新)テロ等対策事業(G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催に伴う警備)

予算額 30,875千円 [警備第二課]

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催を控え、テロの未然防止を図るため、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策の強化に向けた取組を推進します。

(6) (一部新)サイバー犯罪対処能力向上事業

予算額 27,157千円 [サイバー犯罪対策課]

サイバー犯罪捜査に精通した人材を育成するため、演習環境の高度化を図るほか、電磁的記録の解析の困難化に対応するため、新たな資機材の整備を図るなど、サイバー犯罪への対処能力向上に向けた取組を推進します。

(7) 車両等整備・管理事業

予算額 282,354千円 [会計課]

小型警ら車、捜査用車両等の警察用車両の更新に際し、電動車化を進めるほか、老朽化した輸送車を更新するなど、警察機動力の中核となる警察用車両の適正な管理を行います。

※ 電動車：電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

(8) 庁舎等施設整備事業(科学捜査研究所整備事業)

予算額 77,245千円 [会計課・刑事企画課]

緻密かつ効率的な鑑定を可能とする科学捜査研究所の独立庁舎整備に向け、令和4年度に引き続き、実施設計を行います。

(9) 警察署庁舎整備事業

予算額 449,057千円 [会計課]

大台警察署の建築工事を行います。また、老朽化した尾鷲警察署の大規模改修工事に着手することから、仮設庁舎での運用を開始します。

- ① 大台警察署の建替整備 112,698千円
- ② 尾鷲警察署の大規模改修 336,359千円

(10) 警察官駐在所等整備事業

予算額 151,103千円 [会計課・地域課]

老朽化した駐在所の建替整備(3施設)を行うほか、交番・駐在所の長寿命化に向けた施設の調査や改修工事を行います。

3 その他の主要事業

【警察本部 222-0110】

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：防災・減災、県土の強靱化》</p> <p>《施策名：(1-1) 災害対応力の充実・強化》</p> <p>1 ヘリコプター運用・維持事業 176,669千円 【(1-1-1) 県の災害即応体制の充実・強化】</p> <p>(第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費) 警察用航空機のうち航空「いせ」が、令和5年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行うほか、新規操縦士候補者である職員に対し、警察用航空機運航に必要な資格を取得させます。</p> <p>2 災害警備対策事業 7,343千円 【(1-1-1) 県の災害即応体制の充実・強化】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 部隊の災害対処能力向上及び他県警察部隊との相互の連携強化を目的とした合同訓練を実施するほか、大規模災害の発生に備え、災害警備活動に必要な資機材等を整備します。</p>	<p>警備第二課</p> <p>警備第二課</p>
<p>《政策名：暮らしの安全》</p> <p>《施策名：(3-1) 犯罪に強いまちづくり》</p> <p>1 (一部新) 地域警察事業 6,823千円 【(3-1-1) みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 山岳遭難発生時の捜索救助活動に必要なとなる装備資機材を整備するほか、警察官の捜索救助技術の練度向上を図ります。</p>	<p>地域課</p>

2 (新) 不法投棄防止対策事業	9, 820千円	生活環境課
【(3-1-2) 犯罪の早期検挙のための活動強化】		
<p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2刑事警察費)          ドローン等の装備資機材を整備し、悪質な不法投棄事案の早期検挙に取り組むほか、関係機関と連携した広報啓発活動を推進するなど、不法投棄防止に向けた取組を推進します。</p>		
3 警察施設適正管理事業	318, 444千円	会計課
【(3-1-3) 警察活動を支える基盤の強化】		
<p>(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4警察施設費)          警察署等の施設や設備を計画的に修繕、更新することにより、施設の安全性を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。</p>		

## ①捜査支援分析の強化

約1億5,800万円

デジタル技術を活用した高度AI画像分析機器を新たに導入するなど、  
犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

前年度比約2.6倍（R4 約6,000万円）

## ②特殊詐欺被害防止対策

約890万円

特殊詐欺被害防止イベント等の広報啓発活動を実施します。  
自動通話録音警告機の有効性を周知し、被害防止に有効な機器の設置促進を図ります。

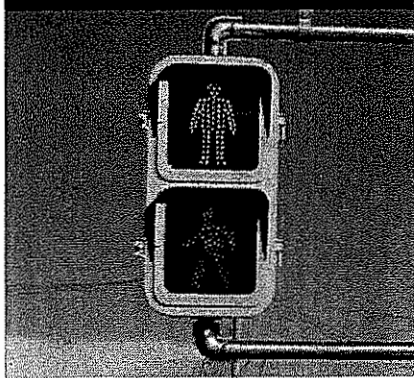
## ③交通安全施設等

約18億2,700万円

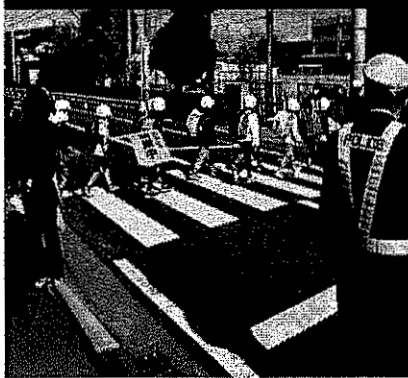
※ 金額は令和4年度1月補正予算含みベース

信号制御機等	信号制御機の更新、信号灯器のLED化を行います。 通学路等の歩行者用信号灯器を増灯します。 信号制御機更新 150基 LED化改良 650灯	約9億4,300万円
横断歩道等	横断歩道、停止線、止まれ文字等の塗り替えを行います。 横断歩道 2,200本 停止線等の図示 13,774個	約5億700万円
路側式道路標識等	路側式道路標識等の更新を行います。 路側式道路標識更新1,300本（前年度比100本増）	約1億8,600万円
交通管制システム等	車両用感知器の更新により、交通の円滑化を図るほか、 交通規制の見直し等を行います。	約1億9,100万円

歩行者用信号灯器の増灯



通学路の横断歩道の塗り替え



路側式道路標識の更新



## ④子どもを守る緊急通学路対策

約3,600万円

子どもを悲惨な交通事故から守るため、通学路を中心に、  
移動オービスによる交通指導取締りを強化します。

移動オービスの整備台数 2台 → 5台

移動オービス3台増台



## ⑤テロの未然防止

(G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催に伴う警備)

約3,100万円

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催を控え、テロの未然防止を図るため、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となった各種テロ対策の強化に向けた取組を推進します。

### 交通大臣会合開催に伴う警備



## ⑥サイバー空間の安全の確保

約2,700万円

サイバー犯罪捜査に精通した人材を育成するため、演習環境の高度化を図ります。電磁的記録の解析の困難化に対応するため、新たな資機材の整備を行います。

## ⑦警察車両の電動化等

約2億8,200万円

小型警ら車、捜査用車両等を電動化更新するほか、老朽化した輸送車を更新するなど、警察機動力の中核となる警察用車両の適正な管理を行います。

前年度比約3.8倍 (R4 約7,400万円)

### 警察車両の電動化



## 庁舎等の施設整備

### ⑧科学捜査研究所

約7,700万円

緻密かつ効率的な鑑定を可能とする科学捜査研究所の独立庁舎整備に向け、令和4年度に引き続き、実施設計を行います。

### 科学捜査研究所



### ⑨警察署

約4億4,900万円

#### 大台警察署

建築工事を実施します。

約1億1,300万円

#### 尾鷲警察署

現庁舎の大規模改修に着手します。仮設庁舎での運用を開始します。

約3億3,600万円

### 大台警察署



### 尾鷲警察署



### ⑩交番・駐在所

約1億5,100万円

老朽化した駐在所の建替整備(3施設)を行うほか、交番・駐在所の長寿命化に向けた施設の調査や改修工事を行います。

4 「みえ元気プラン」施策別予算額一覧

(単位：千円)

施策	基本事業名	令和5年度 当初予算(A)	令和4年度 当初予算(B)	増減(A-B)
1-1	災害対応力の充実・強化	209,957	49,866	160,091
	1-1-1 県の災害即応体制の充実・強化	209,957	49,866	160,091
3-1	犯罪に強いまちづくり	4,698,607	3,867,654	830,953
	3-1-1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進	154,464	105,735	48,729
	3-1-2 犯罪の早期検挙のための活動強化	474,237	731,923	▲257,686
	3-1-3 警察活動を支える基盤の強化	4,062,633	3,024,451	1,038,182
	3-1-4 犯罪被害者等支援の充実	7,273	5,545	1,728
3-2	交通安全対策の推進	3,901,391	3,872,262	29,129
	(補正予算含み)	(3,954,561)	(3,886,028)	(68,533)
	3-2-1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進	995,040	1,038,788	▲43,748
	3-2-3 安全かつ快適な交通環境の整備	2,594,494	2,625,443	▲30,949
	(補正予算含み)	(2,647,664)	(2,639,209)	(8,455)
	3-2-4 道路交通秩序の維持	311,857	208,031	103,826
行政運営	公共事業推進の支援	1,300	1,340	▲40
	20-7-1 公共事業の適正な執行・管理	1,300	1,340	▲40
その他		30,337,927	30,846,441	▲508,514
	警察費	39,149,182	38,637,563	511,619
	(補正予算含み)	(39,202,352)	(38,651,329)	(551,023)

補正予算含みの予算額は、令和4年度1月補正予算、令和3年度1月補正予算を含んだ予算額



## 5 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
警務警察運用用機器賃貸借に係る契約	令和6年度	66 千円
情報管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和11年度	270,214 千円
情報管理対策機器賃貸借(インターネットシステム運営)に係る契約	令和6年度～令和11年度	35,231 千円
術科訓練用機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	3,614 千円
勤務管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	9,275 千円
リモート授業実施環境整備に係る契約	令和6年度	55 千円
解析用資機材等賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	12,173 千円
捜査支援装置賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	5,976 千円
高度AI画像分析システム運用保守委託に係る契約	令和6年度～令和10年度	53,560 千円
写真集中処理用機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和10年度	2,937 千円
放置駐車違反管理機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和11年度	124,746 千円
国外運転免許証自動プリンタ機器賃貸借に係る契約	令和6年度	207 千円
運転免許証交付等事務用機器賃貸借に係る契約	令和6年度	1,157 千円
新運転者管理システム移行に係る契約	令和6年度	88,105 千円
新運転者管理システム機器導入委託に係る契約	令和6年度	153,078 千円
新運転者管理システム機器賃貸借に係る契約	令和6年度～令和12年度	1,021,443 千円
大台警察署庁舎整備に係る業務委託	令和6年度	2,102,072 千円
尾鷲警察署庁舎整備に係る業務委託	令和6年度	636,514 千円

議案51号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第11号) 警察本部関係

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	34,364,126	▲ 150,103	34,214,023	
公安委員会費	6,884	0	6,884	
警察本部費	32,722,128	▲ 93,384	32,628,744	警察職員退職手当(▲106,640) 退職手当の再算定による減額 施設運営費(+13,676) 警察本部庁舎維持管理費(+4,578) 運転免許センター管理運営費(+2,205) 警察署、警察本部等庁舎における光熱水費の増額
装備費	414,725	▲ 508	414,217	車両等整備・管理費(▲1,576) 警察活動車両用任意保険料の減額
警察施設費	566,011	▲ 50,870	515,141	警察署庁舎整備費(▲27,753) 尾鷲警察署庁舎整備に係る仮設庁舎賃借料の減額 庁舎等施設整備費(▲23,052) 警察施設LED照明機器賃借料の減額
運転免許費	633,327	▲ 4,523	628,804	更新時講習実施費(▲2,225) 更新時講習委託料の減額 高齢者講習実施費(▲1,950) 認知機能検査機器等賃借料の減額
恩給及び退職年金費	21,051	▲ 818	20,233	警察職員恩給費(▲818) 受給者の減少等による減額
警察活動費	4,268,712	▲ 25,478	4,243,234	
一般警察活動費	306,633	3,520	310,153	警察運営諸費(+3,207) 旅費等の増額
刑事警察費	1,011,663	▲ 4,178	1,007,485	通信指令室機器維持管理費(▲1,031) 通信指令システム光回線設置委託料の減額 捜査支援システム整備事業費(▲1,002) 捜査支援システム保守委託料の減額
交通指導取締費	442,681	▲ 7,720	434,961	道路使用調査業務推進費(▲3,348) 道路使用許可申請に係る調査業務委託料の減額 警察関係ワンストップサービス推進費(▲2,264) サービス利用者の減少に伴う手数料等の減額
交通安全施設整備費	2,507,735	▲ 17,100	2,490,635	県単交通安全施設整備費(▲13,669) 交通信号機撤去工事等の減少に伴う減額 交通安全施設維持管理費(▲1,358) 交通管制センター回線使用料の減額
警察費合計	38,632,838	▲ 175,581	38,457,257	

〔繰越明許費〕

【追加】

(単位：千円)

事業名	内容	金額	繰越理由
県単警察施設整備費	警察本部受変電設備改修工事費	9,465	半導体不足の影響により、資材の調達に不測の日数を要したため。
	津南警察署電気設備改修工事費	2,842	半導体不足の影響により、資材の調達に不測の日数を要したため。
県単警察施設整備費計		12,307	

【変更】

(単位：千円)

事業名	内容	金額	繰越理由
国補交通安全施設整備費	信号機新設工事費 (伊賀市西明寺地内)	(繰越額) 7,843	道路管理者(伊賀市)による道路新設工事が年度内に完了できなくなったため。
		(補正前) 123,345	
		(補正後) 131,188	
国補交通安全施設整備費計		131,188	

# 「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

## 1 改正の経緯

道路交通法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、三重県警察関係手数料条例（平成12年三重県条例第22号）の一部を改正するものです。

改正内容は、特定自動運行に係る許可制度に関する規定が整備されたため、特定自動運行許可申請手数料及び特定自動運行計画変更許可申請手数料の規定を新設するものです。

## 2 三重県警察関係手数料条例の一部改正の概要

### 【道路交通法関係手数料】

手数料の種別	手数料の額
特定自動運行許可申請手数料	79,200円
特定自動運行計画変更許可申請手数料	78,500円

## 3 施行日

令和5年4月1日

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年二月十五日

三重県知事 一見勝之

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例(平成十二年三重県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第八条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可を受けようとする者 特定自動運行許可申請手数料</p> <p>十 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 特定自動運行計画変更許可申請手数料</p> <p>十一 三十二 (略)</p> <p>十二 三十二 (略)</p> <p>別表第七(第八条関係)</p>		<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第八条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。)の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可を受けようとする者 特定自動運行許可申請手数料</p> <p>十 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者 特定自動運行計画変更許可申請手数料</p> <p>十一 三十二 (略)</p> <p>十二 三十二 (略)</p> <p>別表第七(第八条関係)</p>	
種別	区分	種別	区分
九 特定自動運行許可申請手数料		一〇八 (略)	
七万九千二百円		(略)	
手数料の額	手数料の額	手数料の額	手数料の額

備考 (略)	十一 十二 (略)	十一 十二 十三 (略)	手数料 可申請 変更許 行計画 自動運 十 特定						
		(略)							
		(略)						七万八千 五百円	

備考 (略)	九 十 (略)	九 十 十一 (略)							
		(略)							
		(略)							

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。